一　施行者の名称　山形県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十年建設省告示第二千七号山形広域都市計画道路事業三・二・一号上山山形西天童線、三・五・十二号大野目鮨洗線及び三・五・二十四号銅町江俣線
三　事業施行期間　自平成十年十一月二十四日至平成二十五年三月三十一日
四　事業地　収用の部分　変更なし

○東北地方整備局告示第八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月三十一日

東北地方整備局長　青山　俊行

一　施行者の名称　山形県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十六年東北地方整備局告示第五号山形広域都市計画道路事業三・四・二十八号四日町日月山線及び三・六・一号新築西通り二口橋線
三　事業施行期間　自平成十六年一月二十六日至平成二十五年三月三十一日
四　事業地　収用の部分　平成十六年東北地方整備局告示第五号の事業地のうち山形県山形市薬師町二丁目及び双月町二丁目地内において事業地を変更し、山形市番外地及び双月町一丁目を削る。
使用の部分　山形県山形市薬師町二丁目、番外地並びに双月町一丁目及び二丁目地内を加える。

○東北地方整備局告示第八十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

東北地方整備局長　青山　俊行

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四十五号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
青森県上北郡六戸町大字折茂字前田二四番五から十和田市大字三本木字野崎四〇番七八まで	前	八・九〇～三六・二〇メートル	一・五七〇キロメートル
	後	一一・四〇～二九・二〇メートル	一・五七〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

○東北地方整備局告示第八十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

東北地方整備局長　青山　俊行

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	青森県上北郡六戸町大字折茂字前田二四番五から十和田市大字三本木字野崎四〇番七八まで	東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月三十一日

○東北地方整備局告示第八十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

東北地方整備局長　青山　俊行

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北上市下鬼柳一六地割五三番三から同市鬼柳町笊渕一九番一まで	前	二三・五〇～八二・五〇メートル	〇・二六〇キロメートル
	後	二〇・八〇～八二・五〇メートル	〇・二六〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

○東北地方整備局告示第八十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

東北地方整備局長　青山　俊行

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号	北上市大堤西一丁目二三〇番から同市鬼柳町笊渕二六番二まで	東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月三十一日

○東北地方整備局告示第八十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

東北地方整備局長　青山　俊行

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
花巻市石鳥谷町中寺林第二地割一四番二から同市石鳥谷町中寺林第五地割二四番五九まで	前	二〇・八〇～八五・二〇メートル	一・三八〇キロメートル
	後	二〇・八〇～八五・二〇メートル	一・三八〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

○東北地方整備局告示第九十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

東北地方整備局長　青山　俊行

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号	花巻市石鳥谷町中寺林第二地割一四番二から同市石鳥谷町中寺林第五地割二四番五九まで	東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月三十一日

○東北地方整備局告示第九十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

東北地方整備局長　青山　俊行

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四十八号